

【 訂 正 】

「遺産分割と遺贈の相続税実務ポイント解説」（令和2年4月刊行）におきまして、訂正がありますので、ご確認の上ご利用ください。

62 頁 下記の通り、下から3行の部分を削除

「なお、相続財産のうちに、被相続人の事業または居住の用に供されて
いる土地等がある場合、その土地等は一定の要件を満たせば小規模宅
地等の特例の適用ができます。」